

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(エネ特会) 3,000百万円(3,000百万円)
--

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

- 国内排出量取引は、市場メカニズムを活用し、最小コストで確実に一定の削減量を実現することを可能とするもの。（「国内排出量取引推進事業を参照」）
- 本補助は、自主参加型国内排出量取引制度を円滑に実施するために必要な設備の整備を支援するためのものである。
自主参加型国内排出量取引制度は、設備補助 削減の約束 排出枠の取引 の3つをセットにすることにより、積極的に排出削減に取り組もうとする事業者を支援し、確実にかつ費用対効果に優れた形で削減を実現しようとするもの。
なお、平成19年度からは、設備補助を希望しない者で、のみの参加も可能となっており、事業者間の関心も高まってきていることから、制度の裾野は広がってきている。
- 具体的な仕組みは以下のとおり。
 - ・ 制度に参加する事業者は、一定量の排出削減を約束し、国内における省エネ・代エネによる温室効果ガス排出抑制設備導入への補助（補助率最大1/3）を受ける。補助採択に当たっては、費用効率性（補助額 / CO₂削減量）を重視。
 - ・ 設備補助対象の参加事業者は平成20年度に設備を整備。平成21年4月に各事業者に取り引可能な排出枠を交付（随時取引可能）。
 - ・ 平成21年度及び平成22年度の中途までの期間において、各事業者は排出削減目標を達成するために、他の参加事業者等との間で随時、交付された排出枠の取引が可能。
 - ・ 平成21年度終了後、参加事業者は平成21年度の実排出量を算定し、検証機関の検証を受ける。
 - ・ 各事業者は、平成21年度の実排出量に応じた排出枠を提出（CDMクレジットも活用可能）。提出できない場合には排出枠の不足量に応じて補助金を返還。
- 平成20年度からは、排出量取引運営のノウハウ蓄積を加速させるとともに、制度改善のための取組を積極的に実施する。（「国内排出量取引推進事業」を参照）

2 . 事業計画

平成 1 7 年度より実施。

初年度目	2 年度目	3 年度目
・費用対効果に優れた補助事業の募集・採択と設備整備の実施 ・参加企業による基準年排出量の算定・検証	・参加企業による温室効果ガス削減対策の実施 ・排出枠の交付及び取引	・参加企業による排出量の算定及び第三者機関による検証 ・目標達成に必要な場合は、排出量の最終取引 ・最終取引後、なお実排出量に応じた排出枠を提出できない場合には、補助金返還

- ・補助先 民間事業者
- ・補助率 最大 1 / 3 (1 工場・事業場当たり 3 億円を上限)
- ・基本額、件数 大規模 2 億円、小規模 1 億円

3 . 施策の効果

- 確実かつ費用対効果に優れた形で追加的削減を実現
- 多くの参加者企業を確保することにより、将来の本格的な国内排出量取引制度導入に備えての基盤整備（効率的な排出量モニタリング・検証システムの確立、信頼性の高い排出量取引登録簿システムの整備、排出量取引市場の基盤整備等）を進めると同時に、国内排出量取引制度の運営ノウハウを蓄積
- 排出削減に自主的に取り組もうとする事業者に対して国内排出量取引制度へ実践的かつ主体的に参加する場を提供

4 . 備考

補助金 3 , 0 0 0 百万円

- (内訳) ・大規模 (24ヶ所 200百万円 × 1/3補助) 1,600百万円
・小規模 (42ヶ所 100百万円 × 1/3補助) 1,400百万円

自主参加型国内排出量取引制度の概要

国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と事業者の自主的な削減努力を支援することを目的として、2005年度から開始

一定の削減量を約束した企業に対し、省エネ・代エネによるCO2排出抑制設備の導入補助

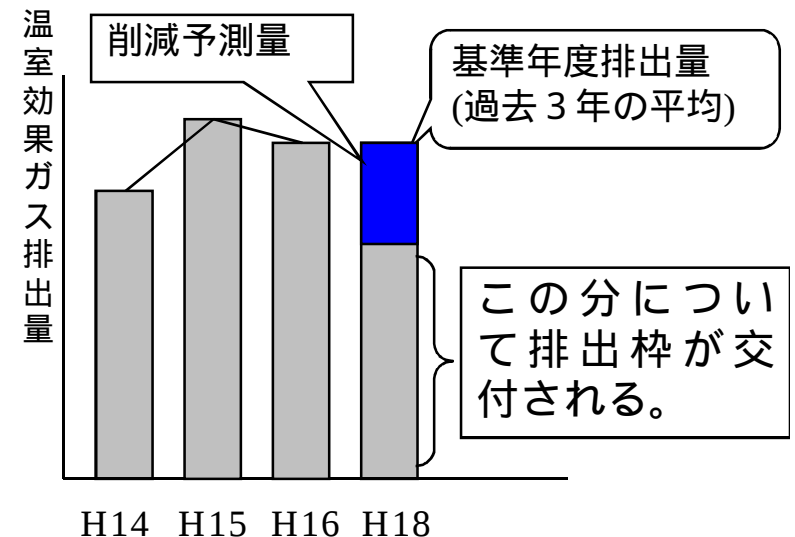
設備補助申請の際必要な事項

- ・排出削減予測量
- ・基準年排出量(過去3年間の平均)

基準年排出量の検証、排出枠の交付

翌年度に排出削減・排出量取引を実施

削減対策実施年度排出量の検証、最終取引



<ポイント>

- 最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還
- 他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる。